

## まちづくり条例 行政対案（前文・総則）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
まちの歴史・風土・経緯・特徴・成り立ち	<p>私たちの茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、一宮川などの水利と温暖な気候に恵まれ、緑豊かな景観と農村文化を育んできました。</p> <p>近年は、農業に加えて、豊富な地下資源である天然ガスを利用した「煙の出ない工業都市」として、九十九里地域最大の商業、工業、教育などの中心として発展してきました。</p> <p>昭和 27 年、1 町 6 村が合併して茂原市が誕生し、昭和 47 年には本納町と合併して、現在の茂原市の姿になりました。</p>	<p>私たちのまち茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、豊富な地下資源である天然ガスを利用した煙の出ない工業都市として発展してきました。</p> <p>今日では、農業、工業、商業などのバランスのとれた産業構造を有し、行政、教育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の中核都市となっています。</p>
目指すまちの姿	<p>私たちは、この歴史ある文化と自然を大切に保存しながら、人々のつながりを大切にし、自立した地域社会を築き、「開かれた、誰もが自由にまちづくりに参加できるまち茂原」を目指しています。</p>	<p>私たちは、この歴史ある自然と文化を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。</p>
参加・協働・市民自治	<p>戦後からいわゆる「高度経済成長期」までの時代は、日本全体が所得倍増、経済成長を目指しており、茂原市も例外ではなく、都市インフラの整備で土地購入など積極的に投資してきました。</p> <p>バブル経済崩壊後、世の中の状況が変わったにもかかわらず、その変化に対応できなかったため、平成 13 年度の茂原市の借金は約 958 億円（平成 13 年度</p>	<p>地方分権の推進、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代の中で、豊かな地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、行動する市民自治のまちづくりが必要です。</p> <p>そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民、団体、企業等、市及び議会が、情報を共</p>

## まちづくり条例 行政対案（前文・総則）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
	<p>一般会計予算は約 266 億円）と大きく膨らんでしまいました。（平成 24 年度末の残高見込みは約 630 億円、平成 24 年度一般会計予算は約 258 億円）</p> <p>そして、特に、土地開発公社などの債務負担が約 170 億円と巨額であり、行財政運営の硬直化と議会のチェック機能不全が最大の原因と思われませんが、現在も市の財政負担となって行政サービスの低下を招いています。</p> <p>市民についても、行政から茂原市の財政悪化について分かりやすく説明が行われなかったこともあり、危機的状況について気が付かなかつたため、まちのことにあまり関心を持ちませんでした。</p> <p>小中学校の耐震化は遅れている、子ども医療費助成が県内最低レベル、可燃ゴミ袋の値段が県内最高水準など、様々な面で市民生活を圧迫し、しばらくして市民がその原因に気が付いたときには、市の財政は破綻寸前状態になっていました。</p> <p>現在、市では「財政健全化計画」を推進しています。5 年・10 年後に住んでよかったと思えるように、市民・行政・議会が協働でまちづくりに参加することが最も重要になってきていま</p>	<p>有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、協働により、地域課題の解決に取り組んでいかなければなりません。</p>

## まちづくり条例 行政対案（前文・総則）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
	<p>す。</p> <p>当然のことながら、茂原市は色々な価値観を持った人々が暮らしています。複雑な社会の中で、地方分権、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代を生きていくためには、市民一人ひとりが自ら考え、意見表明し、参加し、決定する「市民自治」がまちづくりの原点であり、必要です。</p>	
条例の位置付け・制定・結び	<p>私たちは、茂原市市民憲章の基本理念および市民自治の精神のもと、自分たちのまちの課題を、市民・議会・市や団体・企業等のまちづくりの担い手が、情報を共有し、自由に参加し、まちづくりの課題について話し合い、共通の目的を持って協働しながら、その課題に対する新しい取り組みや工夫などについて議論し、実行することが必要です。</p> <p>このためには、それぞれが持っている情報を共有するための仕組みや参加の方法、協働の考え方などを、仕組みとして条例で定めておく必要があります。</p> <p>この条例により、市民、市および議会との関係が限りなく水平となり、信頼と緊張感のある市民参加のまちづくりが可能になります。</p> <p>そして、この条例が「茂原市</p>	<p>このような認識のもと、私たちは、茂原市のまちづくりの基本理念を明らかにし、市民自治によるまちづくりを進めるため、ここに茂原市まちづくり条例を制定します。</p>

## まちづくり条例 行政対案（前文・総則）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
	まちづくり条例」であり、茂原市の市民自治によるまちづくりの基本であることを、ここに宣言いたします。	
目的	第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにし、自治の仕組みを制度として定めることにより、茂原市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とします。	第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図ることを目的とします。
条例の位置付け	第2条 この条例は、茂原市の自治の基本を定めるものであり、市及び議会は、他の条例、規則などの制定改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。	第2条 この条例は、茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとします。
定義	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
市民・市民等	(1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人及び市内において事業または活動を行う個人または法人その他の団体を言います。	(1) 市民 茂原市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいいます。 (2) 市民等 市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
市	(2) 市 市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価	(3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査

## まちづくり条例 行政対案（前文・総則）

項目	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）	行政対案
	審査委員会、監査委員）及びこれに属する職員を言います。	委員をいいます。
市民自治	(3) 市民自治 自らの地域をよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことを言います。	(4) 市民自治 自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、行動していくことをいいます。
まちづくり・市政	(4) まちづくり 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる豊かな茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を言います。	(5) まちづくり 「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。 (6) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
協働	(5) 協働 市民、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することを言います。	(7) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することをいいます。
参加	(6) 参加 市民が、まちづくりにおいて、市及び議会の計画立案段階からその実施あるいはその評価について積極的に意見を述べ、行動に加わることを言います。	(8) 参加 市民等が、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わることをいいます。
まちづくりの基本原則	第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。 (1) 情報共有の原則 (2) 市民参加の原則 (3) 協働の原則	第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。 (1) 情報共有の原則 (2) 参加の原則 (3) 協働の原則